

久留米市分別推進員設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年久留米市条例第13号）第19条第1項の規定に基づく廃棄物減量等推進員の設置等について必要な事項を定め、もって本市のごみの減量及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本市が設置する廃棄物減量等推進員の名称は、久留米市分別推進員（以下「推進員」という。）とする。

(職 務)

第3条 推進員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみの減量及び適正処理その他市の環境行政に係る情報の市民への普及啓発に関すること。
- (2) ごみ集積所利用者登録に関すること。
- (3) ごみ集積所の設置及び利用等に係る指導、調整及びその清潔保持に関すること。
- (4) ごみの分別排出の徹底及び排出時間の厳守その他適正排出のための指導に関すること。
- (5) 不法投棄及び不適正排出についての市への連絡に関すること。
- (6) 市民の環境行政に対する意見・要望等の市への連絡に関すること。
- (7) 地域における環境美化活動及び集団回収をはじめとするリサイクル活動の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 推進員は、前項の職務を自主的に行うとともに、その職務に関し市及び担当する地域の市民との連絡調整を行い、それらの者との連携を円滑に保つように努めなければならない。

(委嘱等)

第4条 推進員は、ごみの減量及び資源化並びに地域の清潔保持に熱意と識見を有し、かつ、そのために幅広い活動が期待できる者として校区環境衛生連合会会長及び校区環境衛生連合会会長の推薦を受けたものを市長が委嘱する。

2 校区環境衛生連合会会長を校区代表分別推進員（以下「代表推進員」という。）とする。

3 前項の推薦は、分別推進員推薦書（第1号様式）によるものとする。また、やむを得ない事由により推進員に変更が生じる場合も同様とする。

4 推進員は、自治会・町内会等の区域ごとに配置するものとし、概ね150世帯に1人とする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りではない。

(委嘱期間)

第5条 推進員の委嘱期間は2年（補欠の推進員にあつては前任者の残任期間）とする。ただし再委嘱することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、委嘱期間が満了し、又は委嘱期間途中で退任した推進員は後任の推進員が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(推進員証及び腕章)

第6条 市長は推進員に対し、その身分を示す推進員証(第2号様式)及び腕章を交付する。

2 推進員はその職務を遂行するときには、必ず前項の腕章を着用するとともに推進員証を携帯しなければならない。

(報酬)

第7条 推進員には、久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年久留米市条例第44号)及び久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(昭和31年久留米市規則第16号)に基づき報酬を支払う。

(研修会等)

第8条 市長は、推進員の活動の効果を高め推進員と市との円滑な連携を図るため、研修会その他推進員の職務に関する会議を年1回以上開催するものとする。

(報告)

第9条 推進員は、毎月の活動状況を記録し、6か月に1回その活動状況を分別推進員活動報告書(第3号様式)により報告しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成10年1月19日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に編入前の北野町の区域における廃棄物減量等推進員である者については、別に辞令を発することなく、久留米市分別推進員として委嘱されているものとみなす。

(平成29年度における委嘱期間の特例)

3 平成29年度に委嘱する推進員(補欠の推進員を除く。)の委嘱期間は、第5条第1項本文の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

第2号様式

(表)

廃棄物減量等推進員証				第	号
住所					
氏名	生				
上記の者は、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第1項に規定する廃棄物減量等推進員（久留米市分別推進員）であることを証明する。					
発行年月日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		
久留米市長				印	

(裏)

注		意	
1 公務遂行中は、常にこの証明証を携帯し、久留米市廃棄物減量等推進員であることを示す必要があるときは、いつでも提示しなければなりません。			
2 有効期限満了若しくは離職及びその他の理由でこの証明証が不要になったときは、直ちに返還してください。			
3 この証明証は、他人への貸与若しくは譲渡、記載事項の勝手な修正又は不正な使用をしてはいけません。			
4 この証明証を紛失若しくはき損又は記載事項に変更があったときは、直ちに届け出てください。			

分別推進員活動実績報告書

年度 ・ 上半期分（4月～9月）
 ・ 下半期分（10月～3月）

久留米市長 宛て

校区（担当地域名）

分別推進員名

1 集積所の登録関係		特 記 事 項
①登録届出書の集約	件	
②利用者登録の相談	件	
③集積所の新設・移動等	件	
④市への連絡・相談 市からの問い合わせ	件	
2 集積所管理の指導関係		特 記 事 項
①パトロール回数	回	
②排出指導	件	
③自主管理の相談	件	
④集積所立ち番の推進等	件	
3 啓発・研修関係		特 記 事 項
学習会等の実施	回	
4 その他の活動実績		

※この実績報告書は、上半期、下半期ごとに記載し、上半期は10月に、下半期は4月に校区代表分別推進員（校区環境衛生連合会会長）に提出してください。